

## 1 いじめの未然防止のための取り組み

### (1) いじめについての共通認識

- ①「いじめを絶対に起こさせない」という強い認識を、職員全員で共有する。
- ②職員会議等で学校の基本方針の周知を図り、「人権教育月間」等で全校生徒を対象に、いじめ含めた基本的人権に関する学習を実施する。

### (2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ①生徒会を通じて生徒が主体的に考え、協調性を大切に活動を進める。
- ②学校の教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育を充実させる。
- ③部活動等を通して、人間関係を深めるなど社会的な態度を育成する。

### (3) いじめが起きにくい集団の育成

- ①一人一人の生徒の主体的な活動を大切に、分かりやすい授業づくりを進める。そして、誰もが「自分もやれば、できる」という前向きな姿勢を持てるようにする。
- ②人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。
- ③職員と保護者、保護者同士のコミュニケーションがより図れるようなPTA活動を実施する。

### (4) 生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

- ①全ての教育活動を通して、生徒が他者の役に立っているという自己有用感を持たせる。
- ②職員が「いつもあなたのことを思っています」という姿勢を貫き、「自分は大切な存在である」と思える自己肯定感を育成する。

### (5) 人間関係能力の育成（人間関係トレーニング）

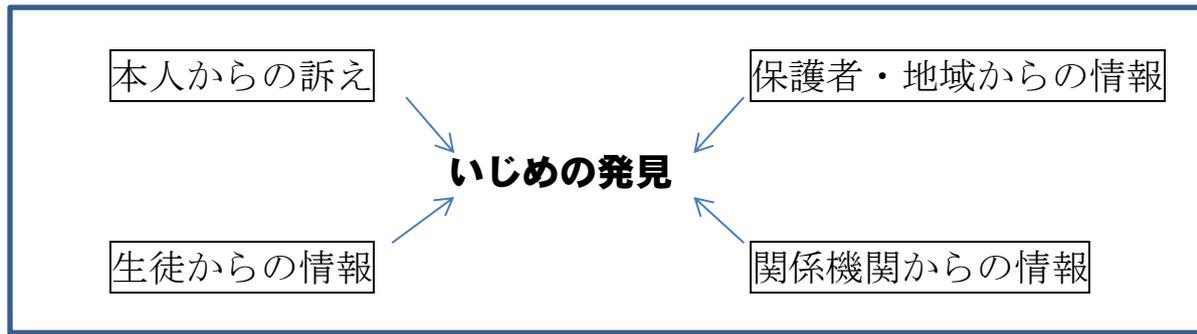
- ①ロールプレイ（役割演技） \* 「いじめをする側の役」は職員が務めることが望ましい  
いじめの加害者、被害者、観衆、傍観者などに分かれて即興的に演じることで、自分自身を見つめ直し、他人の意見や立場を理解する態度を育成する。
- ②アサーショントレーニング（非攻撃的な自己主張訓練）  
ロールプレイや小グループでの作業や討議を通して、相手の気持ちや権利を考えながら、自分の気持ちや意見をその場に応じて適切に表現できる力を育成する。
- ③ソーシャルスキルトレーニング（生活技能訓練）  
日常おこる交友関係のトラブルを題材とした対人関係教育等を行うことで、生徒自らが交友関係を修復できる力を身につける。

## 2 いじめの早期発見のための取り組み

- (1) 定期的な生徒相談アンケートやPTA厚生部が実施する保健アンケート、及び教育相談の実施により、いじめの実態把握に努める。
- (2) いじめについて校内で相談できる場所や職員等について、生徒や保護者に周知徹底する。
- (3) 日常的に生徒をこまめに観察し、生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- (4) 生徒の心身の状況に配慮した健康観察を行い、担任と養護教諭が連携していく。
- (5) 複数の目で生徒を観察・理解することで、見えづらいいじめの芽を発見していく。
- (6) 本人からの訴えには、「よく言ってくれたね」という職員の姿勢を伝えるとともに、全力で生徒を守る手立てを考え、心のケアに努める。また、職員や保護者等、誰にでも相談してもよいことを周知する。
- (7) 周りの児童生徒からの訴えには、「よく知らせてくれたね」とその勇気ある行動を認め、情報の発信元は絶対に明かさないと伝える。安心感をもたせる。

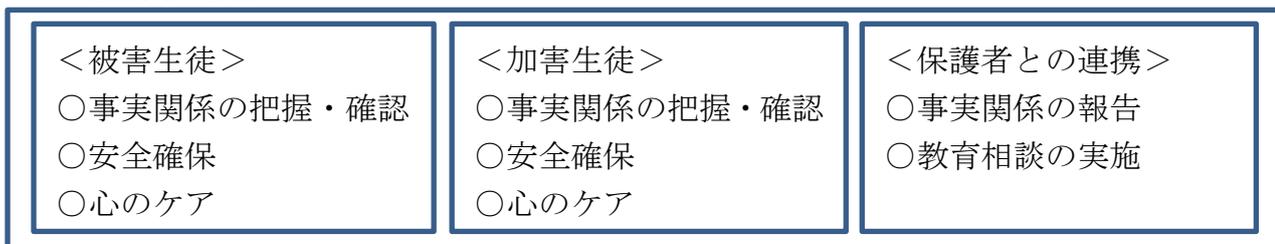
### 3 いじめ対応の流れ

#### 早期発見

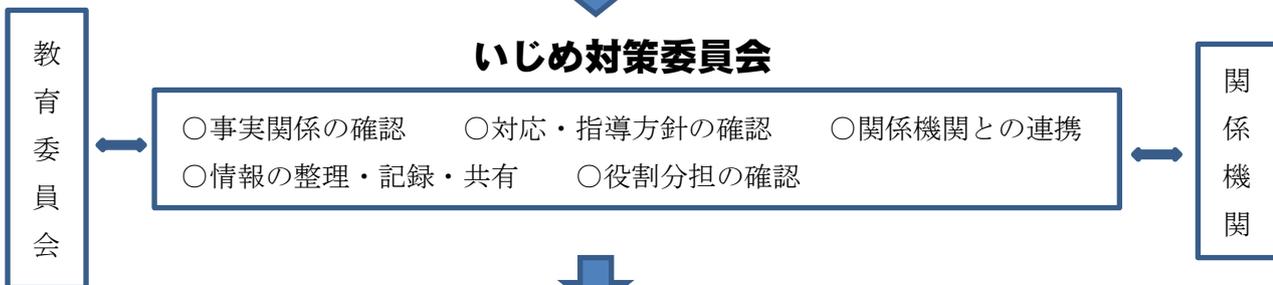


管理職への報告・相談

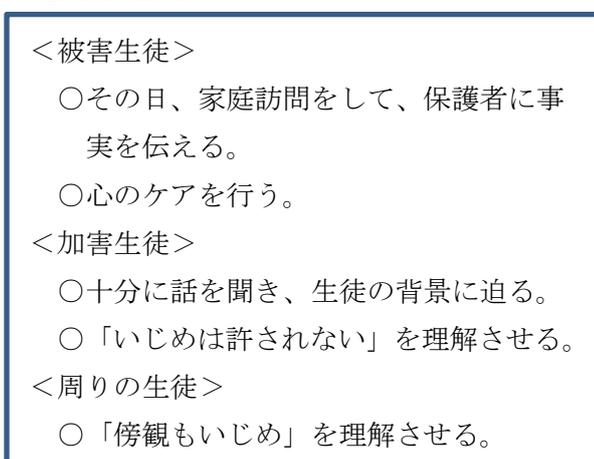
#### 迅速な対応



#### いじめ対策委員会



#### 校内対応



#### 保護者対応

